

消費生活論

第7講 「21世紀型の消費者政策」

三輪 聖子（岐阜女子大学）

第7講 「21世紀型の消費者政策」

【目 的】

これまで様々な消費者政策が実施されてきたが、消費者被害は減少していないことを理解し、今後実効性を確保するにはどうしたらよいか考える。

【学修到達目標】

- ・ 消費者政策の状況について説明できる。
- ・ 消費者被害の発生・拡大防止の仕組みについて説明できる。
- ・ 消費者政策の実効性を確保する方策について説明できる。

第3章 消費者政策の展開

3-1 21世紀型消費者政策の展開

1. 消費者政策の状況、「消費者白書」の作成・公表

2004年 消費者基本法

2009年 消費者庁と消費者委員会設置

2012年 年次報告書の作成 「消費者白書」

消費者行政は急速に進展し、施策
も多様化し、充実してきた

2.消費者関連法の制定・改正の動向

表3-1

1994年	製造物責任（PL）法	公布
1996年	民事訴訟法、全面改正（少額訴訟制度導入）	
1999年	住宅品質確保促進法	公布
2000年	消費者契約法	公布
	金融商品販売法	公布
	訪問販売法改正	公布（特定商取引法と改称、業務提供誘引販売取引を規制対象）
2001年	【中央省庁再編・内閣府設置】	
2002年	特定電子メール法	公布
	独立行政法人国民生活センター法	公布
2003年	個人情報保護法	公布
	食品安全基本法	公布(食品安全委員会設置等)
2004年	消費者保護基本法改正（「消費者基本法」に改称）	公布
	公益通報者保護法	公布
	ADR法	公布
2006年	消費者契約法改正（消費者団体訴訟制度導入）	
	金融商品取引法	公布
	貸金業規制法改正（貸金業法へ改称）、出資法改正、利息制限法改正	公布
2009年	消費者庁関連3法	公布
	資金決済法	公布

消費者庁所轄の主な法律制定や改正 図3-1

図表I-2-2-5 消費者庁設置後の主な法律の制定や改正

消費者安全法

- 平成24年改正：①消費者安全調査委員会の設置
②消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入
- 平成26年改正：①地域の見守りネットワークの構築
②消費生活相談員・資格試験を法定化

不当景品類及び不当表示防止法

- 平成26年6月改正：①表示に関するコンプライアンス体制の確立
②監視指導体制の強化
- 平成26年11月改正：課徴金制度の導入

食品表示法

- 平成25年に成立
【趣旨】食品表示に関する制度の一元化
- 平成30年改正：食品を回収する食品関連事業者等へ回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付け

消費者教育の推進に関する法律 ※議員立法

- 平成24年に成立
【趣旨】消費者教育の総合的・一体的な推進

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

- 平成25年に成立
【趣旨】特定適格消費者団体による被害回復裁判手続の導入

消費者基本法

- 平成24年改正 ※議員立法
：政府が講じた消費者行政の実施状況報告書を国会に提出することを義務付け

特定商取引に関する法律

- 平成24年改正：取引類型として訪問購入を追加
- 平成28年改正：悪質事業者への対応の強化等
(業務停止を命じられた法人の役員等に対する業務禁止命令の新設等)

消費者契約法

- 平成28年改正：①過量契約の取消し
②消費者の解除権を放棄させる条項の無効等の規定追加
- 平成29年改正：適格消費者団体の認定の有効期間の延長
- 平成30年改正：①不安をあおる行為等による契約の取消し
②消費者の後見等を理由とする解除条項の無効等の規定追加

独立行政法人国民生活センター法

- 平成29年改正：国民生活センターの業務として仮差押命令の立担保業務の追加

食品ロスの削減の推進に関する法律 ※議員立法

- 令和元年に成立
【趣旨】食品ロスの削減の総合的な推進

2013(H25)年

食品表示法制定 食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法の食品表示に関する規定が統合



食品表示制度の一元化(食品表示の部分のみで法律全体が統合されたわけではない)

2013年

薬事法改正 ⇒ 「医薬品医療機器法(薬機法)」

2017(H29)年

民法改正 債権法改正(2020年施行)

2018年

成年年齢引き下げ(2022年施行)

3. 消費者被害の発生・拡大防止の仕組み～消費者事故に関する情報の一元的集約とその活用～

(1)消費者事故に関する情報の一元的集約と活用

消費者被害の発生・拡大防止 ⇒ 全国の被害状況を的確に把握することが不可欠

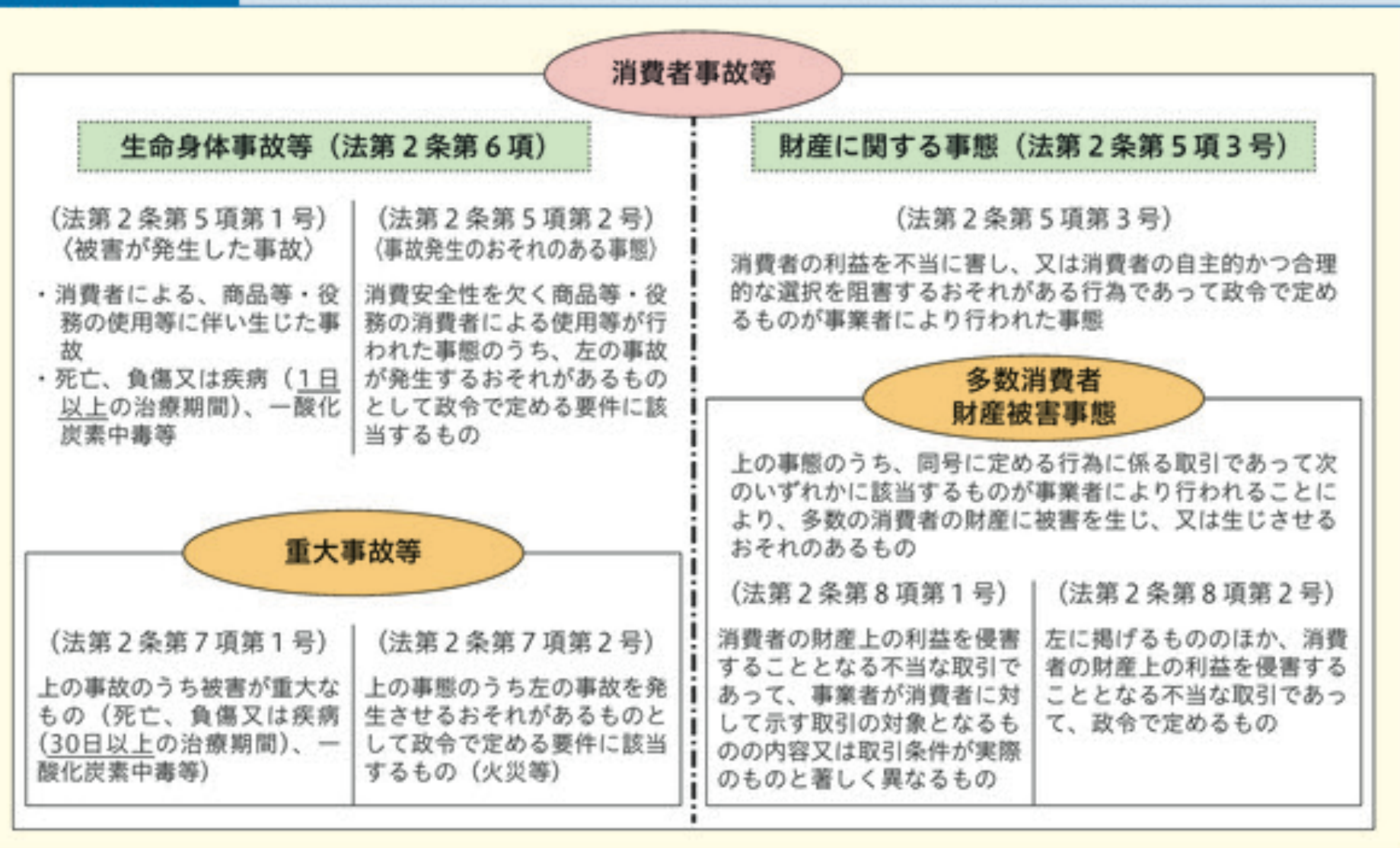
消費者安全法(2009年)

消費者被害の発生・拡大防止のための仕組みを定めている。消費者事故等の情報を一元的に集約し、それを活用して、消費者被害の発生・拡大防止を図る仕組み。

キーワード「消費者事故等」「重大事故等」「多数消費者財産被害事態」

(2)消費者事故等、重大事故等、多数消費者財産被害事態
～生命・身体に関する事故情報、財産に関する事故情報～

図表Ⅱ-1-1-1 「消費者事故等」と「重大事故等」・「多数消費者財産被害事態」の関係



図表I-1-1-2 消費者安全法に定める消費者事故等の概念図

消費者の消費生活の安全を脅かす事業者との関係において生じた事故等

生命・身体分野

商品や施設、工作物等、又は役務によって生命・身体に被害が発生した事故（※1）
又はそのおそれのある事態

事業として供給された
商品・製品に伴い生じ
た事故等

(例)
・薬品による薬害事故
・自動車の欠陥による事故
・家電製品による発火
・健康食品による健康被害

事業として又は事業の
ために提供されたサー
ビスの消費者による使
用等に伴い生じた事故
等

(例)
・バス、タクシー、鉄
道、航空機等の事故
・医療事故
・レストランでの食中毒
・学校での授業中の事故
・エステによる皮膚障害

事業のために提供又は
利用に供された物品・
施設・工作物の利用に
伴い生じた事故等

(例)
・駅やスーパーでのエレ
ベーター事故
・公園遊具による事故
・道路の陥没事故
・菓子のおまけの玩具の
誤飲事故

※1 商品等又は役務
が消費安全性を欠くこ
とにより生じたもので
はないことが明らかで
あるものを除く。

「事業者」との関係が
ないもの

(例) 自然災害

「消費生活」におい
て生じた事故ではな
いもの

(例)
・労働災害
・公害

財産分野

消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的・合理的な選択を阻害するおそれ
のある行為であって政令で定めるもの（※2）が事業者により行われた事態

※2 虚偽又は誇大な広告・表示、不実告知、断定的判断の提供など

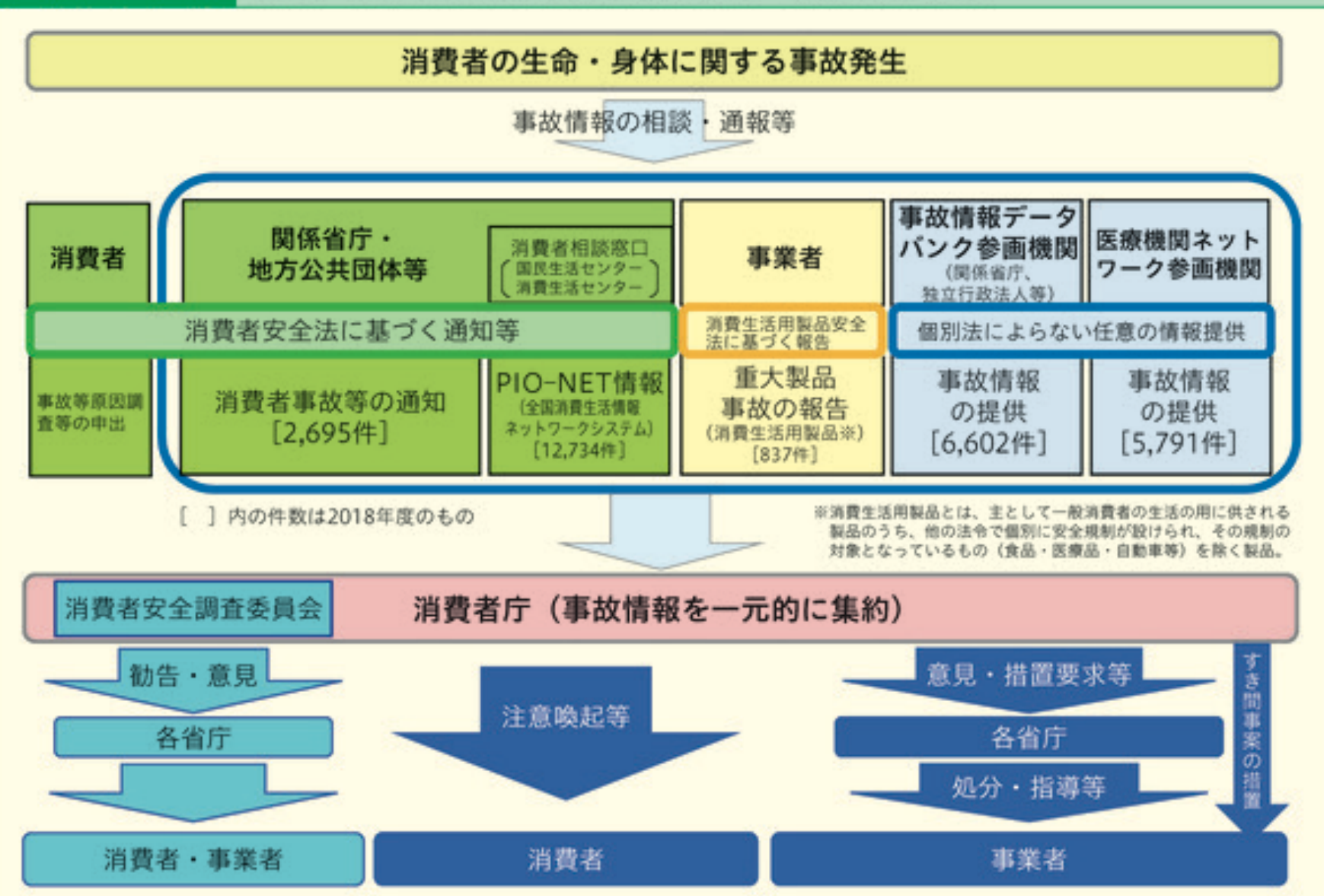
(例)
・有料サイトの利用料が未納となっているとして料金の支払を要求するもの
・在宅ワークを希望する消費者に様々な名目で多額の金銭の支払を要求するもの
・社債取引をめぐる、名義を貸したことは違法だとし、解決金の支払を要求するもの
・国内では両替が困難な外国通貨について、必ず値上がりすると購入させるもの

詐欺

注：事業者とは、商業、工業、金融業、その他の事業（国、地方公共団体、NPOを含む）を行う者をいう。
消費者とは、個人（事業を行う場合における個人を除く）をいう。

消費者事故等

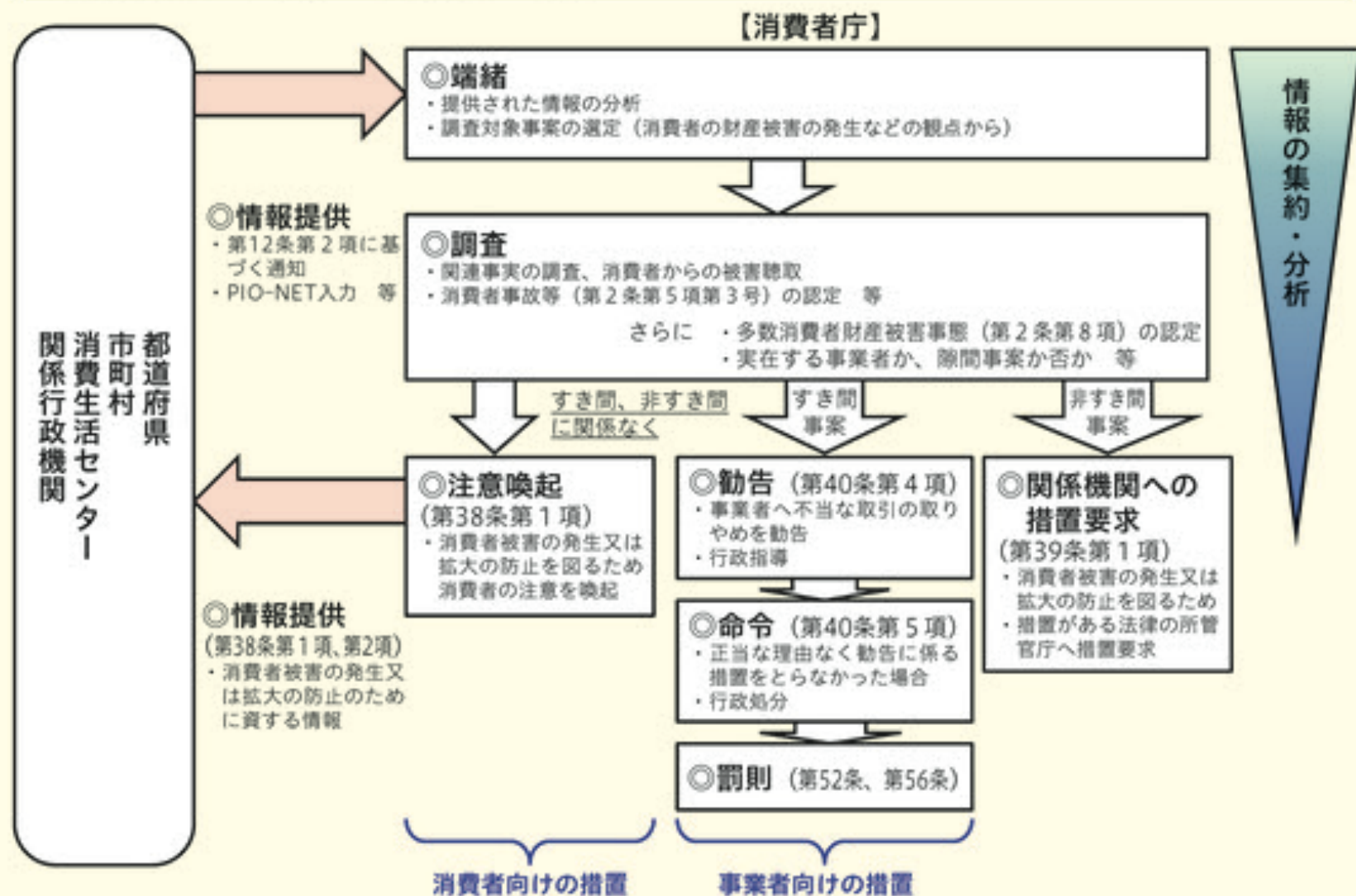
図表I-2-2-16 生命・身体に関する事故情報の収集・活用の全体像



出典： 消費者庁
『令和元年 消費者白書』

図表I-2-2-17 財産に関する事故情報の収集・活用の全体像

～消費者安全法の執行～ 消費者庁の事務フロー



出典: 消費者庁
『令和元年 消費者白書』

4. 消費者政策の実効性確保～違法・不当行為の抑止と監視～

消費者政策の基本理念、基本計画

国民生活審議会報告



素晴らしいものであっても、**実効性を確保するための制度や行政施策が必要**

1980年代以降、行政改革、規制改革の進展

事業者が守るべき法律が増加



事前規制型行政⇒事後チェック型行政へ移行
事後的な規制(行為規制)がおこなわれる

明確で具体的なルールを定める

実効性を確保 ← **「監視」**が必要

消費者庁や国の行政官庁の仕事 ← 日本全体を監視するのは難しい

- ・ 企業に対して従業員が監視 「公益通報者保護法」
- ・ **適格消費者団体(民間)**に差止請求権を付与 「消費者契約法改正」 2006年(2007年施行)
法律違反の事業行為に対し、裁判所に訴えて違法行為を止めさせる制度
- ・ 都道府県知事 ← 「景品表示法」 「家庭用品品質表示法」 「特定商取引法」の規制制限

コラム

コラム(P64)

消費者団体訴訟制度(差止請求、財産被害の集団的回復)



適格消費者団体 ⇒ 事業者の不当行為に対し**差止請求**ができる制度

2007年 消費者契約法改正

2009年 景品表示法、特定商取引法

2013年 食品表示法

特定適格消費者団体 ⇒ 「消費者裁判手続特例法」 制定→**集団的被害の回復を求める**ことができる制度

適格消費者団体 → 内閣総理大臣が認定 2021年1月現在 **21団体**

特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人、一般財団法人であること

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

住所:名古屋市千種区内山三丁目28番2号 電話番号:052-734-8107

特定適格消費者団体(21団体のうちの**3団体**)

- ・ 特定非営利活動法人消費者機構日本
- ・ 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
- ・ 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

課題

21世紀型の消費者政策についてまとめなさい。